

## ■配置予定技術者の確認資料

### 1. 配置予定技術者の資格を証明するもの

#### (1) 監理技術者

次のすべての資料を提出してください。ただし、(ア) の裏面に講習修了履歴の記載がある場合は、(イ) の提出は不要です。

(ア) 監理技術者資格者証（表・裏）の写し

(イ) 監理技術者講習修了証の写し（修了年月日が過去5年以内のもの）

#### (2) 主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。

(ア) 資格証明書等の写し（国家資格等を有する技術者）

(イ) 工事経歴書（実務経験による技術者）（様式1）

※ 様式1と記載内容が同じものは可とします。但し、工事経歴書は、直近から数えて10年以上の継続的な実務経験を原則とし、参加申請時点において、各企業で証明した経歴書を提出すること。

### 2. 直接かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

本人が工事を請け負った企業と3ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できる次のいずれかの写しを提出してください。

(ア) 監理技術者資格者証（表・裏）※<sup>1</sup>

(イ) 健康保険資格確認書又は国民健康保険組合の国民健康保険資格確認書  
(所属している建設業者名が記載されているもの)※<sup>2</sup>

(ウ) 雇用保険被保険者証

(エ) 国民健康保険組合の国民健康保険資格確認書（所属している建設業者名の記載がないもの）及び健康保険被保険者適用除外承認証※<sup>2</sup>

(オ) 住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書（最新のもの）※<sup>3</sup>

(カ) その他公的機関の発行した雇用関係が確認できるもの

(キ) 上記以外で代表者が証明したもの

（例：賃金台帳（直近3ヶ月以上のもの）、雇用証明書※<sup>4</sup>等）

※1 表面「所属建設業者」が、工事を請け負った企業と異なる場合、裏面「資格者証備考」で企業の変更がされていないものは、証明資料として認められません。

※2 資格確認書は、各保険者より、マイナ保険証を保有していない方全てに、従来の健康保険証の有効期限内に交付されているものです。なお、市町村が作成の国民健康保険資格確認書（右下に市町村名が記載のもの）は該当しません。

※3 必要に応じて、前年度のものを求める場合があります。

※4 様式2を使用してください。（様式2と記載内容が同じものは可とします。）

### 3. 書類提出にあたっての留意事項

健康保険資格確認書の写しは、個人情報保護の観点から保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施してください。